



平成19年3月27日

各位

会社名 レンゴー株式会社
代表者名 代表取締役社長 大坪 清
(コード番号 3941 東証・大証第1部)
問合せ先 取締役IR・広報部長 橋本 研
TEL (06) 4706-9671

当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）について

当社は、平成19年3月27日開催の当社取締役会において、平成19年6月下旬開催予定の当社定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為（いずれも事前に当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に関する対応方針（以下、「本対応方針」といいます。）の導入を以下のとおり決定しましたので、お知らせいたします。

1. 本対応方針導入の目的

当社グループは、明治42年（1909年）、わが国で初めて「段ボール」を世に送り出して以来、「パッケージング・ソリューション・カンパニー」として歩んでまいりました。来る平成21年（2009年）には創業100周年を迎えますが、「包む」「装う」ことによってお客様の商品の価値を高めるとともに、「物の流れ」を最適化することを通じて社会に貢献し、企業価値の向上に努めてまいりました。

“よいパッケージをつくるためにはよりよい紙を”の発想からスタートした「板紙」から「段ボール」までの強固な一貫生産体制に加え、「印刷紙器」や「軟包装」などの消費者包装分野、そして「海外」へも広がる事業領域は、互いに大きな相乗効果を発揮しています。

また、段ボールをルーツとする当社グループは、今日、板紙・段ボール業界におけるリーディングカンパニーとして、工場から消費者へお届けするまでの「動脈物流」だけでなく、使い終わった後の古紙を再び板紙原料として回収する「静脈物流」に至る「古紙」・「板紙」・「段ボール」業界の三位一体となった構造改革を主導するとともに、資源リサイクルの輪についても大きく育てまいりました。

当社グループは、これからもパッケージングのベストパートナーであり続けるために、「しっかりと包む」から「美しく守る」まではもちろん、さらにその先へとパッケージング・テクノロジーを進化させ、新たな価値を創造してまいります。

そして、引き続き流通経済社会を支えるサポーター・インダストリーとしての使命を果たし、社会に貢献するとともに、環境にやさしい企業活動を通じて、よき企業市民として社会との共生を図ってまいります。

当社が前述のようなグループとしての企業活動を一段と推し進め、企業価値の持続的

な拡大を目指していくためには、創業以来蓄積された専門知識、経験、ノウハウ、および国内外の顧客、取引先、地域社会、従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係が不可欠であります。これらが毀損されることを未然に防ぐことが、当社グループの中長期的な企業価値の向上に資すると考えます。

昨今のおが国の資本市場においては、株主・投資家等に十分な情報開示がなされることなく、突如として大量の株式の買付けを強行する事例が少なからず見受けられます。当社においてそのような事態に至った場合、その結果として当社株主共同の利益および当社企業価値が損なわれる可能性も否定できません。

当社取締役会は、大規模買付行為を受け入れるか否かの判断は、最終的には当社株主の皆様判断に委ねられるべきものであると考えております。しかし、当社株式に対する大規模買付行為が突然開始された場合に、大規模買付行為の是非を株主の皆様が短期間のうちに適切に判断するためには、大規模買付者から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠であると考えます。さらに、当社株式を継続して保有することを考える株主の皆様にとっても、前述のような当社の経営の特質を考慮すると、大規模買付行為が当社ならびに当社の顧客、取引先、地域社会、従業員等のステークホルダーに与える影響や、当社の経営に参画したときに大規模買付者が予定している経営方針や事業計画等は、その継続保有を検討するうえで重要な判断材料であります。また、大規模買付者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営を担って当社の事業に精通している当社取締役会から提供される情報および当該大規模買付行為に対する当社取締役会の評価・意見等も含めた十分な情報が提供されることが不可欠であると考えております。

これらを考慮し、当社取締役会は、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かについて適切に判断ができるようにするため、以下のとおり、大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を定めることといたしました。

なお、平成18年9月30日現在における当社の大株主の状況は、別紙1のとおりです。また、現時点において、特定の第三者から大規模買付行為を行う旨の通告や買収提案を受けている事実はありません。

2. 大規模買付ルールの内容

大規模買付ルールとは、大規模買付者が事前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、それに基づき当社取締役会が当該大規模買付行為について評価・検討を行うための期間を設け、かかる期間が経過した後大規模買付行為が開始されるというものです。

大規模買付ルールの概要は、以下のとおりです。

(1) 大規模買付情報の提供

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対し、株主の皆様判断および当社取締役会の評価・検討のために必要かつ十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

大規模買付情報の具体的内容は、大規模買付行為の内容および態様等によって異なり得るため、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社取締役会宛に、大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う旨の「意向表明書」を日本語でご提出いただくこととします。

意向表明書には、①大規模買付者の名称および住所、②設立準拠法、③代表者の氏名、④国内連絡先、⑤提案する大規模買付行為の概要、⑥大規模買付者が現に保有する当社株券等の数および今後取得予定の当社株券等の数、ならびに⑦大規模買付ルールに従う旨の誓約を記載していただきます。

当社取締役会は、この意向表明書の受領後10営業日（初日不算入）以内に、当初提

出していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付します。当初提出していただいた情報のみでは大規模買付情報として不足していると考えられる場合には、追加的に情報を提供していただくことがあります。なお、大規模買付情報の項目の一部は、以下のとおりです。

- ① 大規模買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の概要（具体的名称、資本構成、財務内容を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的、方法および内容（買付対価の価額・種類、買付けの時期、買付方法の適法性を含みます。）
- ③ 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無および意思連絡が存する場合にはその内容
- ④ 買付対価の算定根拠および買付資金の裏付け（買付資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法を含みます。）
- ⑤ 既に保有する当社株券等に関する担保設定状況および今後買い付ける当社株券等などに関する担保設定の予定（予定している担保設定の方法および内容を含みます。）
- ⑥ 大規模買付行為完了後に意図する当社および当社グループの経営方針および事業計画
- ⑦ 当社および当社グループの顧客、取引先、地域社会、従業員等のステークホルダーと当社および当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無および変更する場合にはその内容

なお、大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提出された大規模買付情報は、直ちに、当社取締役会から独立委員会に対し提供されるほか、株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断した時点で、その全部または一部を公表いたします。

また、当社は、大規模買付者による大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会が判断したときには、その旨を大規模買付者に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）いたします。

（２）当社取締役会による評価・検討

当社取締役会は、大規模買付行為の評価・検討の難易度に応じて、情報提供完了通知を行った日を起算日として、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株券等のすべての買付けの場合には60日間、その他の大規模買付行為の場合には90日間を、当社取締役会による評価・検討、意見形成および代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として確保されるべきものと考えております。したがって、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。取締役会評価期間中、当社取締役会は、適宜必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を取りまとめ、公表します。また、必要に応じて、当社取締役会として株主の皆様へ、当社株主共同の利益および当社企業価値を向上させるための代替案を提示することもあります。

3. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

（１）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社株主共同の利益および当社企業価値を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法令および当社定款が当社取締

役会の権限として認める措置（以下、「対抗措置」といいます。）をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。具体的な対抗措置については、当社取締役会がその時点で相当と判断したものを選択することになります。

具体的な対抗措置として新株予約権無償割当てを行う場合の概要は、別紙2に記載のとおりであり、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件および取得条項などを設けることがあります。

また、当社は、具体的な対抗措置としての新株予約権の無償割当てを機動的に行うことができるよう、平成19年6月下旬開催予定の当社定時株主総会において本対応方針の導入が正式に決定した場合には、新株予約権の発行登録を行うことを検討しております。

（2）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説得等を行うにとどめ、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案の内容およびそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく損なうと認められる場合には、当社取締役会は、当社株主共同の利益および当社企業価値を守ることを目的として、対抗措置をとることがあります。具体的には、以下のいずれかに該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく損なうと認められる場合に該当するものと考えます。

- ① 大規模買付者が真に当社の会社経営に参画する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株券等を当社関係者に引き取らせる目的で、当社の株券等の取得を行っているまたは行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
- ② 当社の会社経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要顧客や取引先を当該大規模買付者またはそのグループ会社等に移転させる目的で、当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
- ③ 当社の会社経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
- ④ 当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるか、あるいはかかる一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株券等の高価売り抜けをする目的で、当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
- ⑤ 大規模買付者の提案する当社の株券等の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等を行うこと。）等、当社株主の判断の機会または自由を制約し、事実上、当社株主に当社の株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合（ただし、部分的公開買付けであることをもって当然にこれに該当するものではない。）
- ⑥ 大規模買付者の提案する当社の株券等の買付条件（買付対価の価額、種類、内容、

時期、方法、違法性の有無、実現可能性を含むがこれらに限らない。)が、当社企業価値に照らして著しく不十分または不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合

- ⑦ 大規模買付者による支配権取得により、当社株主はもとより、顧客、取引先、地域社会、従業員等のステークホルダーの利益を含む当社企業価値の著しい毀損が予想され、当社企業価値の維持および向上を妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合
- ⑧ 大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

4. 本対応方針の合理性および公正性を担保するための制度および手続

(1) 独立委員会の設置

大規模買付ルールが遵守されたか否か、大規模買付ルールが遵守された場合であっても当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく損なうと認められるため一定の対抗措置をとるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性および公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は、3名以上とし、社外取締役、社外監査役、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者および他社の取締役または執行役として経験のある社外者等の中から選任されるものとします。独立委員会の当初の委員は、弁護士3名といたしましたが、各委員の略歴につきましては、別紙3をご参照ください。

(2) 対抗措置の発動の手続

当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の合理性および公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします。

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、この諮問に基づき、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか否かならびに当該大規模買付行為が、当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく損なうと認められるか否かを判断し、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものといたします。

なお、当社取締役会は、独立委員会に対する上記諮問のほか、大規模買付者の提供する大規模買付情報に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか否かならびに当該大規模買付行為が当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく損なうと認められるか否かを判断し、最終的に対抗措置の発動の是非を決定するものとします。

(3) 対抗措置の中止または撤回

当社取締役会が上記(2)記載の手続に従って対抗措置を発動した場合であっても、①大規模買付者が大規模買付行為を中止もしくは撤回した場合、または、②対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社株主共同の利益および当社企業価値の確保または向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でない可能性が生じた場合には、当社取締役会は、当該対抗措置を維持することの是非について、具体的事情を提示したうえで、改めて独立委員会に諮問するとともに、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、発動した対抗措置の中止または撤回を検討するものとします。独立委員会は、当該諮問に基づき、当該対抗措置を維持することの是非について検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会

は、対抗措置を維持するか否かの判断に際し、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、

上記独立委員会の勧告を踏まえた結果、当社取締役会が当社株主共同の利益および当社企業価値の確保または向上という観点から対抗措置を維持することが相当でないとし、最終的に判断するに至った場合には、当社取締役会は、発動した対抗措置を中止または撤回するものとし、

5. 株主および投資家の皆様に与える影響等

(1) 本対応方針導入時に株主および投資家の皆様に与える影響

本対応方針導入時には、新株予約権無償割当て等を行いません。したがって、株主および投資家の皆様の権利および経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

(2) 対抗措置発動時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社株主共同の利益および当社企業価値を守ることを目的として、上記の対抗措置をとることがありますが、当社取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、適用ある法令、証券取引所規則等に従って、適時適切な開示を行います。

対抗措置の発動時には、株主の皆様が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。ただし、大規模買付者については、結果的に、その法的権利または経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本対応方針の公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反して大規模買付行為を行うことがないように予め注意を喚起するものです。

なお、当社は、対抗措置として新株予約権の無償割当ての決議を行い、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様が確定した後であっても、効力発生日の前日までの間に新株予約権の無償割当てを中止し、または新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日前日までに無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、当社株式1株あたりの価値の希釈化は生じないことから、当社株式1株あたりの価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(3) 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要な手続

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、新株予約権無償割当てを行う場合、名義書換未了の株主の皆様は、当社取締役会が別途決定し公告する割当日までに、名義書換を完了していただく必要があります。さらに、新株予約権の行使に際しては、株主の皆様には、新株を取得するために、所定の期間内に一定の金額の払込みを行っていただく必要があります。ただし、当社は、当社取締役会が新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当該決定において定めた日をもって新株予約権を取得し、その対価として当社普通株式を交付することがあり、この場合、株主の皆様（大規模買付者等を除きます。）は、新株予約権を行使するための財産の出資を行うことなく、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社普通株式を受領することになります。これらの手続の詳細については、実際にこれらの手続が必要となった際に、適用ある法令および証券取引所規則に基づき別途お知らせします。

6. その他

本対応方針の内容は、平成19年3月27日開催の当社取締役会において全取締役の賛成により決定されたものですが、当該取締役会には、社外監査役3名を含む当社監査

役全員が出席し、いずれの監査役も、本対応方針に賛成する旨の意見を述べました。

当社は取締役の任期を1年としておりますところ、平成19年6月下旬開催予定の当社定時株主総会において本対応方針の導入が正式に決定した場合、平成20年以降、毎年、定時株主総会後最初に開催される取締役会において、株主の皆様より選任された取締役が本対応方針の更新または廃止の決議を行い、決議結果を速やかに株主および投資家の皆様へ開示することといたします。これにあわせ、株主総会における当社取締役の選任議案には、各取締役候補者の本対応方針に関する賛否を記載することといたします。これにより、今後の本対応方針の更新または廃止について、取締役選任議案に関する議決権行使を通じて、毎年、株主の皆様の意思が反映されることとなります。

これに加え、当社は、本対応方針導入後、3年ごとに、本対応方針の更新または廃止について、定時株主総会の議案として上程することにより、直接、株主の皆様に対し、本対応方針の継続の是非をお諮りしてまいります（サンセット条項）。

また、当社取締役会においては、今後の司法判断の動向および証券取引所その他の公的機関の対応等、ならびに、会社法、証券取引法または各証券取引所の上場規則等の改正、その他の法令等の制定・改廃にも引き続き注視して、当社株主共同の利益および当社企業価値を確保しまたは向上させるとの観点から、必要に応じて本対応方針の見直し、または本対応方針に代わる別途の対応方針の導入も含め、適切な措置を適宜講じてまいり所存です。

- (注1) 特定株主グループとは、当社の株券等（証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）ならびに当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。
- (注2) 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i) 特定株主グループが当社の株券等（証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者およびその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されます。）または(ii) 特定株主グループが当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の大規模買付者およびその特別関係者である場合の当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。株券等保有割合および株券等所有割合の算出にあたっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。
- (注3) 株券等とは、証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

以 上

(別紙1)

当社の大株主の状況

平成18年9月30日現在の当社の大株主の状況は以下のとおりです(千株未満は切捨て)。

氏名または名称	住 所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
日本マスタートラスト 信託銀行(株)	東京都港区浜松町2-11-3	19,707	8.04
日本トラスティ・サービ ス信託銀行(株)	東京都中央区晴海1-8-11	18,720	7.64
全国共済農業協同組合 連合会	東京都千代田区平河町2-7-9	9,436	3.85
住友信託銀行(株)	大阪府中央区北浜4-5-33	9,356	3.82
三井住友海上火災保険 (株)	東京都中央区新川2-27-2	7,805	3.19
住友生命保険(相)	東京都中央区築地7-18-24	7,598	3.10
住友商事(株)	東京都中央区晴海1-8-11	7,264	2.96
資産管理サービス信託 銀行(株)	東京都中央区晴海1-8-12	7,221	2.95
(株)三井住友銀行	東京都千代田区有楽町1-1-2	7,037	2.87
農林中央金庫	東京都千代田区有楽町1-13-2	5,623	2.30
計	—	99,769	40.72

(別紙2)

新株予約権無償割当ての概要

1. 新株予約権の割当ての対象となる株主およびその割当方法

当社取締役会で定める割当日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社株式を除く。）1株につき1個の割合で割り当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、平成19年6月下旬開催予定の当社定時株主総会において発行可能株式総数が拡大されない場合（注1）、1株未満の数とする（注2）。また、当社が株式分割または株式併合その他を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

（注1）当社の発行可能株式総数は360,000,000株、発行済株式数は254,929,085株である。なお、発行可能株式総数は平成19年3月27日現在、発行済株式数は、平成19年2月28日時点の数である。

（注2）その場合の新株予約権1個あたりの目的となる株式の数については、新株予約権の目的となる株式の総数が、発行可能株式総数から発行済株式数を控除して得た数を超えない数値となることを前提に算出される数とする。

3. 株主に割り当てる新株予約権の総数

割当日における当社の発行済株式数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除く。）を上限とする。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産およびその価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1株あたり1円以上で当社取締役会が定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

6. 新株予約権の行使条件

大規模買付者、その共同保有者およびその特別関係者、ならびに、当該大規模買付行為に際し大規模買付者が第三者との間に意思連絡関係を有する場合における当該第三者（当該第三者の共同保有者および特別関係者を含む。）は、新株予約権を行使できない。

7. 取得条項

当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権者（ただし、上記6.において新株予約権を行使することができない者を除く。）に対して、当社が新株予約権を取得するのと引換えに、新株予約権1個あたり当社普通株式1株を上限として交付することができるものとする。

また、行使期間開始日前日までの当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当社が新株予約権を無償で取得することができるものとする。

8. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

9. 本概要は、実際に対抗措置の発動として新株予約権無償割当てを決議する取締役会において変更され得るものとする。

以 上

(別紙3)

独立委員会の委員の略歴

本対応方針導入当初の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。
(記載は氏名の50音順としています)

小原 正敏 (おはら まさとし)

【略歴】

昭和26年生まれ
昭和51年 3月 早稲田大学法学部卒
昭和54年 4月 弁護士登録(第31期)
きっかわ法律事務所入所 現在に至る
昭和61年 ニューヨーク州弁護士登録

国谷 史朗 (くにや しろう)

【略歴】

昭和32年生まれ
昭和55年 3月 京都大学法学部卒
昭和57年 4月 弁護士登録(第34期)
大江橋法律事務所入所
昭和62年 ニューヨーク州弁護士登録
平成14年 8月 弁護士法人大江橋法律事務所 代表社員就任 現在に至る

中本 和洋 (なかもと かずひろ)

【略歴】

昭和21年生まれ
昭和47年 3月 京都大学大学院工学研究科卒
昭和56年 4月 弁護士登録(第33期)
藤井・中本法律事務所(現中本総合法律事務所)入所
現在に至る

以 上